

第13回東アジア首脳会議（EAS）参加国外相会議
議長声明（概要）

令和5年7月14日

【EASのレビューと将来の方向性】

●EASが、進化するルールに基づいたASEAN中心の地域枠組みの不可欠な構成要素である、開放的、包摂的、透明かつ外向きのフォーラムであり続けることを再確認。EASにおけるASEANの中心的役割を再確認。インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）の原則に整合的に、4つの優先協力分野の主流化及び実施のための取組において、全EAS参加国と緊密に連携することへのASEANのコミットメントを強調。多国間主義及び国際法に基づく国際秩序の強化におけるEASの重要な役割を強調。（パラ3）

【協力分野】

●2023年12月まで延長されたEAS開発イニシアティブに関するプノンペン宣言の推進のためのマニラ行動計画（2018-2022）の下でのEAS協力分野における実質的な進展を賞賛。同行動計画終了前に、同行動計画の完全な実施を確保するための取組を加速させる必要性を強調。（パラ7）

●後続のEAS行動計画（2024-2028）を採択。新しいEAS行動計画（2024-2028）は、地域の平和、安定及び経済的繁栄のための首脳主導のフォーラムとしてのEASの妥当性、一貫性及び有効性の強化を狙いとする。（パラ8）

（環境及びエネルギー）

●EAS参加国に対し、大気汚染、生物多様性の損失、エコシステムの悪化及び環境に配慮した健康問題に関連するワンヘルスアプローチへの対処に関する協力を強化することを慫慂。EAS参加国に対し、ASEAN越境ヘイズ汚染協定（AATHP）の完全かつ効果的な実施のため、ASEAN越境ヘイズ汚染調整センター（ACCTHPC）の設立及び稼働への支援を慫慂。（パラ11）

●アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）イニシアティブを通じたエネルギー協力強化の必要性を再確認。（パラ14）

●日本の「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）」

に留意。(パラ 15)

(国際保健及び感染症)

●特に、ASEAN感染症対策センター(ACPHED)の設立、新型コロナ・他感染症ASEAN対応基金、ASEAN地域医療物資備蓄(RRMS)、並びにASEAN包括的復興枠組(ACRF)及び実施計画といった新型コロナの取組におけるASEAN加盟国及びASEANのイニシアティブに対するEAS参加国の支援及び貢献を認識。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成のための取組の強化及び財務当局と保健当局間の連携強化を含め、これらのイニシアティブと他のASEAN主導のメカニズム及びイニシアティブとの協力分野の補完性を拡大、持続及び探索することへの支持を表明。(パラ 18)

(災害管理)

●気候変動への適応及び災害に対する強靭性を組み込んだ災害管理におけるより緊密な協力を強化することの必要性を強調。「One ASEAN, One Responseに関するASEAN宣言」の実施に対する支持を改めて表明。引き続き、ASEAN防災緊急対応協定(AADMER)作業計画2021-2025の実施及びASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター)の能力強化に対する支持を再確認。(パラ 24)

(ASEAN連結性)

●現在新型コロナ感染拡大からの回復のための取組が行われる中、外的ショックに対する地域の競争力及び強靭性の強化における連結性の重要な役割を再確認。これに関し、ASEANによるASEAN連結性マスタープラン(MPAC)2025の実施を一層支援するため、具体的な連結性プロジェクトの作成を期待。(パラ 26)

●交通及びサプライチェーンといった分野におけるものを含め、地域の連結性を支援するための時宜を得た効果的な資金動員の必要性を強調。(パラ 27)

(経済協力及び貿易)

●世界貿易機関(WTO)をその中核とした、ルールに基づき、無差別で、開かれた、公正で、包摂的で、公平かつ透明性のある多国間貿易システムの強化に対するコミットメントを再確認。ASEANが中心的役割を果たしつつ、EAS参加国間の経済関係を強化する重要性を強調。将来の経済ショックに対する地域の強靭性を確保し、地域における開発格差を是正するため、デジタル化、グリー

ン経済及びサプライチェーン連結性の分野におけるEAS参加国間の協力深化に関する一層の対話を慫慂。2022年1月の地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の発効以降の進展を歓迎。(パラ29)

(海洋協力)

●国際法に従って、EAS参加国間の海洋協力を強化することへの支持を表明。また、取組の重複を避けるため、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)、拡大ASEAN海洋フォーラム(EAMF)等の他のASEAN主導のメカニズムとの補完性を強化する必要性を強調。(パラ32)

●その前文において国連海洋法条約(UNCLOS)の普遍的かつ統一的な性格を強調し、UNCLOSが海洋及び海における全ての活動がその範囲内で実施されなければならない法的枠組みを定め、UNCLOSが海洋分野における国、地域及び世界的な行動及び協力の基礎として戦略的に重要であり、その完全性を維持する必要があることを再確認する国連総会決議A/RES/77/248に留意。(パラ33)

【AOIPを通じた成長の中心としての地域の維持】

●より広範な地域の安全、安定及び繁栄のための成長の中心としてのASEANの戦略的重要性を認識。ASEAN及びASEAN主導のメカニズムは、建設的な対話及び具体的協力を促進し、したがって進化する地域枠組みの発展に貢献する包摂的なプラットフォームであり続ける。AOIPを一層促進し、AOIPに記載された優先分野、すなわち海洋協力、連結性、SDGs及び経済等における具体的なプロジェクト及び活動においてAOIPを主流化させることを決定。(パラ39)

【地域及び国際情勢】

(南シナ海)

●南シナ海の状況について議論し、全ての人々の安全を危機にさらす行動や海洋環境へのダメージを含め、信頼と信用を損ない、緊張を高め、また、地域における平和、安全及び安定を損ない得る、地域における埋め立て、活動及び深刻な事案について複数の閣僚から懸念が表明された。相互の信頼と信用を高める必要性、紛争を複雑化又は悪化させ平和と安定に影響し得る活動に当たって自制する必要性、状況を更に複雑化させ得る行動を回避する必要性、及び南シナ海に

おける全ての当事者の権利と利益を守る必要性を再確認。UNCLOSを含む国際法の普遍的に認められた原則に従って、紛争の平和的解決を追求する必要性を一層再確認。2002年の南シナ海における行動宣言（DOC）で言及された事項を含め、南シナ海における状況を更に複雑化させ、緊張を高め得るクレイマント国やその他全ての国による全ての活動の実施における非軍事化及び自製の重要性を強調。（パラ41）

●南シナ海の航行及び上空飛行の平和、安全保障、安定、安全及び自由を維持し促進する重要性を強調するとともに、南シナ海を平和、安定及び繁栄の海とすることの利益を認識。DOCを全体として完全かつ効果的に履行することの重要性を強調。信頼醸成措置及び実践的な海洋協カイニシアティブの探求を含め、DOCの履行を促進するために行われている取組を歓迎。南シナ海における行動規範（COC）交渉テキストシングルドラフトの二読目の完了を含め、COCに関して行われている交渉におけるこれまでの進展を歓迎するとともに、これに関して継続的で前向きな機運を慫慂。2023年7月13日の中国・ASEAN外相会議において、実効的で実質的なCOCの早期妥結を加速させるためのガイドラインが採択されたことを歓迎するとともに、ガイドラインの十分な活用のための取組を慫慂。UNCLOSを含む国際法に従った、実効的かつ実質的なCOCの早期妥結を一層期待。COCが、UNCLOSの下での他国の権利に関するものを含め、UNCLOSに整合的であるべきことを強調。緊張を緩和し、事故、誤解及び誤算のリスクを軽減させ得る実践的な措置をとる必要性を強調。特に当事者間の信頼及び信用を強化するための信頼醸成措置と予防措置の実施の重要性を強調。普遍的な性格を有し、海洋及び海における全ての活動がその範囲内で実施されなければならない法的枠組みを定めるUNCLOSを含む国際法を遵守する重要性を再確認。（パラ42）

●UNCLOSが海洋及び海における全ての活動がその範囲内で実施されなければならない法的枠組みを定め、UNCLOSが海洋分野における国、地域及び世界的な行動及び協力の基礎として戦略的に重要であり、その完全性を維持する必要があることを更に再確認。（パラ43）

（朝鮮半島）

●2023年7月12日の北朝鮮による弾道ミサイル発射に重大な懸念を表明。非核化された朝鮮半島の恒久的な平和及び安定を実現するため、全ての当事者による継続した平和的な対話の重要性を強調。北朝鮮による大陸間弾道ミサイル（ICBM）実験及び弾道ミサイル発射の最近の急増及びその結果生じている

朝鮮半島における緊張は、地域の平和と安定を脅かす懸念すべき事態である。全ての当事者に対して、平和的な対話を再開し、非核化された朝鮮半島の恒久的な平和及び安定の実現に向けて引き続き取り組むことを求めた。全ての関連する国連安保理決議の完全な履行へのコミットメントを改めて表明し、朝鮮半島の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な非核化を平和的な方法で実現するための国際的な取組に留意。全ての当事者間の平和的な対話に資する環境の醸成を含め、外交努力が優先事項であり続けるべきである。当事者による平和的な対話に資する雰囲気をもつことを促進する上で、A R F といった A S E A N 主導のプラットフォームの活用を通じたものを含め、建設的な役割を果たす用意があることを改めて表明。複数の閣僚が、拉致及び抑留者問題の即時解決を含む国際社会の人道上の懸念に対処することの重要性を強調。（パラ 4 4）

（ウクライナ）

●ウクライナにおける戦争に関し、全ての国家に関して、主権及び領土一体性の尊重を引き続き再確認。ウクライナにおける戦争について議論し、最近の情勢及び根本的な要因に対処する必要性についての見解が表明された。国連憲章及び国際法の遵守を求めることを改めて表明。戦争を終結させるための敵対行為の即時停止と平和的解決を可能にする環境醸成の重要性を強調。ウクライナにおいて必要としている人々の人道支援への安全かつ妨げられることのないアクセスを促進し、民間人、人道支援従事者及び脆弱な状況にある人々を保護することを求めた。エネルギー及び食料不安の問題を含め、A S E A N 地域への経済的・財政的影響を軽減するための取組を倍増させることへの E A S 参加国のコミットメントを強調。東南アジアにおける平和及び安定の維持のために協力し、地域及び世界にとって成長の中心としての地域を維持し強化するという E A S 参加国の共通の関心を強調。（パラ 4 5）

（ミャンマー情勢）

●ミャンマー情勢について議論し、5つのコンセンサスがミャンマーにおける政治的危機に対処するための我々の主要な基準であり続けるとの我々の一致した立場を再確認。空爆、砲撃及び公共施設の破壊を含む継続的な暴力行為を強く非難し、関与する全ての関係者に対して、無差別な暴力を即時停止するよう具体的な行動を取り、いかなるエスカレーションも非難し、人道支援の供与及び包摂的な国民対話に資する環境を醸成するよう求めた。（パラ 4 6）

●A H A センターが、2023年7月7日に南シャン州に位置するシーセン地区の国内避難民400世帯に援助の一部を配送したことを賞賛。安全な配送の

確保における関係者の支援に感謝。A H Aセンターの共同ニーズ評価（J N A）報告において特定された110万人の国内避難民に人道支援が安全に届くことを確保するため、一層の便宜を求めた。A S E A N議長によって円滑に進められた包括的なやり方でのA H AセンターによるJ N Aの完了促進のためのミャンマーにおける全ての関係者からの支援に感謝。J N A報告の実施のための人道支援に対して国際社会からの追加的な支援を求めた。（パラ47）

●信頼と信用を築き、それに資する環境を醸成し、包括的な政治的解決のための包摂的な対話に向けた隔たり及び相違を埋めるためのミャンマーにおける全ての関係者との関与の強化における議長の取組に感謝。第42回A S E A N首脳会議におけるA S E A N首脳の決定に沿って、5つのコンセンサスの全体としての実施を強く求めるためのそのような関与を維持することを支持。5つのコンセンサスの具体的な実施に向けてA S E A Nと取り組むために、国連及びミャンマーの隣国を含む域外パートナーからの継続的な支援を求めた。（パラ48）

（その他の事項）

●2023年9月にインドネシアにおいて開催予定の来る第18回E A Sの準備について議論。（パラ50）

●2024年にラオスで開催予定の第14回E A S外相会議の開催を期待。（パラ51）。

（了）